



目 次

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示 ページ

- 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長職代理者の選任 1
- 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時のため 1
- 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 1

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙長告示

- 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時のため 1

高知県選挙管理委員会告示

- ◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（6・21揭示） 1
- ◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃） 1
- ◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃） 2
- 参議院議員通常選挙における投票用紙の色の定め 2
- 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙の高知県選挙分会長及び高知県選挙分会長職務代理者の選任 2
- 参議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会長及び高知県選挙分会長職務代理者の選任 2
- 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所の定め 2
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所の定め 2
- 参議院通常選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め 2

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙高知県選挙分会長告示

- 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙の高知県

- 選挙分会における選挙分会長の告示方法 2
- 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における高知県選挙分会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるときのくじを行う日時及び場所の定め 2
- 参議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長告示
- 参議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会における選挙分会長の告示方法 3
- 参議院比例代表選出議員選挙における高知県選挙分会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるときのくじを行う日時及び場所の定め 3

**徳島県及び高知県
 参議院合同選挙区
 選挙管理委員会告示**

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成28年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成28年6月22日
 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
 西川 政善

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
徳島市論田町本浦下95-5	森口 浩徳	徳島市北佐古二番町2-5	藤井 宏孝

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、平成28年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成28年6月22日
 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
 西川 政善

- 1 場所 徳島市万代町一丁目1番地 徳島県庁内 1104会議室
- 2 日時 平成28年7月14日午前10時30分

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第10号

平成28年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議

員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による選挙運動に関し支出することができる金額は、次のとおりである。

平成28年6月22日
 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
 西川 政善

40,379,400円

**参議院徳島県及び
 高知県選挙区選出
 議員選挙選挙長告示**

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第6項の規定により、平成28年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成28年6月22日
 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙長
 森口 浩徳

- 1 場所 徳島市万代町一丁目1番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室
- 2 日時 平成28年7月8日午前10時30分

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,599人である。

平成28年6月21日（揭示済）
 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者

の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、171,658人である。

平成28年6月21日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月21日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	94,126人
室戸市・東洋町選挙区	5,179人
安芸市・芸西村選挙区	6,401人
南国市選挙区	13,488人
土佐市選挙区	7,953人
須崎市選挙区	6,532人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,199人
土佐清水市選挙区	4,310人
四万十市選挙区	9,901人
香南市選挙区	9,432人
香美市選挙区	7,760人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,341人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,655人
吾川郡選挙区	8,809人
高岡郡選挙区	17,433人
黒潮町選挙区	3,468人

高知県選挙管理委員会告示第60号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成28年7月10日に行う参議院議員通常選挙における投票用紙の色を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙投票用紙
薄い黄色の紙に黒色のインクで印刷したもの
- 参議院比例代表選出議員選挙投票用紙
白色の紙に赤色のインクで印刷したもの

高知県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成28年7月10日に行う参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙の高知県選挙分会長及び高知県選挙分会長に事故があり、又は高知県選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成28年6月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 高知県選挙分会長
高知市春野町南ヶ丘五丁目11-1 成田 浩
- 高知県選挙分会長職務代理者
高知市一ツ橋町二丁目156 エスポワールA棟202 山岡 正文

高知県選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成28年7月10日に行う参議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会長及び高知県選挙分会長に事故があり、又は高知県選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成28年6月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 高知県選挙分会長
香美市香北町太郎丸549番地1 恒石 好信
- 高知県選挙分会長職務代理者
高知市春野町南ヶ丘五丁目11-1 成田 浩

高知県選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項の規定により、平成28年7月10日に行う参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 日時
平成28年7月13日 午後2時
- 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁正庁ホール

高知県選挙管理委員会告示第64号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項の規定により、平成28年7月10日に行う参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 日時
平成28年7月13日 午後2時30分
- 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁正庁ホール

高知県選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定により、平成28年7月10日に行う参議院議員通常選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時

及び場所を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
(1) 日時
平成28年6月23日 午後5時30分
(2) 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室
- 参議院比例代表選出議員選挙
(1) 日時
平成28年6月26日 午後6時
(2) 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

**参議院徳島県及び
 高知県選挙区選出
 議員選挙高知県
 選挙分会長告示**

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙高知県選挙分会長告示第1号

平成28年7月10日に行う参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙の高知県選挙分会における参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙高知県選挙分会長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成28年6月22日

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙高知県選挙分会長
成田 浩

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙高知県選挙分会長告示第2号

平成28年7月10日に行う参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における高知県選挙分会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙高知県選挙分会長
成田 浩

- 日時
平成28年7月7日 午後5時30分
- 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階

高知県選挙管理委員会室

**参議院比例代表選
出議員選挙高知県
選挙分会長告示**

参議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長告示第1号

平成28年7月10日に行う参議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会における参議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成28年6月22日

参議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長 恒石 好信

参議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長告示第2号

平成28年7月10日に行う参議院比例代表選出議員選挙における高知県選挙分会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成28年6月22日

参議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長 恒石 好信

- 1 日時
平成28年7月7日 午後6時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室